

原子力災害時における焼津市民の県外広域避難に関する協定書

埼玉県久喜市（以下「久喜市」という。）と静岡県焼津市（以下「焼津市」という。）とは、浜岡原子力発電所の重大事故に因る放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態（以下、「原子力災害」という。）が発生した場合における焼津市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、久喜市及び焼津市が原子力災害時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び「焼津市原子力災害広域避難計画」に基づき行う焼津市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 久喜市は、原子力災害時に、焼津市民の生命及び身体を保護するため、埼玉県内へ避難し、又は一時移転する必要があると認められる場合であって、焼津市から受入要請があったときには、久喜市が被災し、又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、埼玉県及び関係機関と連携して避難者の受入れを行うものとする。

2 焼津市が静岡県及び埼玉県を通じて久喜市に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

(1) 避難経由所及び避難所の開設

(2) 焼津市による運営体制が整うまでの避難経由所及び避難所の運営に付随する業務

3 避難経由所及び避難所の開設と運営は、焼津市の要請を踏まえて、初動対応（3日程度を目安）は久喜市で対応し、できる限り速やかに焼津市に引き継ぐ。

4 焼津市は、静岡県とともに、国、関係事業者、埼玉県及び久喜市と連携して、広域避難に係る避難経由所等の運営に必要な人員・物資・資機材等を確保し、久喜市の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。

5 焼津市は、埼玉県及び久喜市の協力を得て、あらかじめ避難所となる候補施設を可能な範囲で把握しておくものとする。

（広域避難の受入要請等）

第3条 久喜市に対する広域避難の受入要請は、災害対策基本法第86条の9第1項の規定に基づき、焼津市が静岡県及び埼玉県を通して行うものとする。

2 久喜市は、埼玉県と広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条第1項の規定による要請を受け、久喜市が広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国並びに静岡県及び埼玉県が調整する。

(避難退域時検査等)

第5条 広域避難を行う焼津市民に対する避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び久喜市並びに焼津市の住民の安全・安心のため、浜岡地域原子力災害広域避難計画等を踏まえ、静岡県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難経由所及び避難所運営に必要な物資、防災資機材等(以下「必要物資」という。)については、焼津市が静岡県と協力し、確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、焼津市は久喜市に対し、必要物資の一部を貸与又は提供を要請することができる。

(費用の負担)

第7条 避難者の受入れに要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として焼津市が負担するものとする。

2 焼津市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、久喜市に対し当該費用を一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第8条 久喜市及び焼津市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡体制)

第9条 久喜市及び焼津市は、この協定に係る連絡責任者を定め、当該責任者の氏名、連絡先等を相手方に報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、久喜市及び焼津市が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、各市が記名・押印の上、各1通を所持する。

令和5年3月24日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

埼玉県久喜市長 梅田修一

静岡県焼津市本町2丁目16番32号

静岡県焼津市長 中野弘道